

自治体名	74歳までの制度				後期高齢者	
	施術対象者	制限	支給金額	備考	支給金額	回数
松山市	国保	月・10回	1,000	鍼灸	1,000	月・10回
	満70歳以上	年・6回	1,000	マ	1,000	年・6回
四国中央市	70歳以上 身障2級以上 療育手帳A、B	月・1回	1,000	鍼灸マ	1,000	月・1回
新居浜市	国保	月・15回	1術 1,400 2術 1,500	鍼灸 (注1)	国保と同じ	
西条市	国保	初月・15回 2月目以降・10回	1術 1,270 2術 1,510	鍼灸 (注1,2)	国保と同じ	
今治市	国保	初月・15回 2月目以降・10回	1術初回 2,610 2術初回 2,860 1術 1,170 2術 1,360 小児針 540	鍼灸 (注1)	国保と同じ (初回料なし)	月・10回
	満70歳以上	年・4回	1,000	マ	1,000	年・4回
東温市	65歳以上	月・3回	1,000	鍼灸マ	1,000	月・3回
伊予市	国保	月・15回	1術 1,190 2術 1,490	鍼灸 (注1)	国保と同じ	月・10回
大洲市	国保	月・10回	1術 1,000 2術 1,200	鍼灸 (注1)	制度なし	
八幡浜市	国保	月・10回	1術 1,100 2術 1,300	鍼灸 (注1)	国保と同じ	月・10回
西予市	65歳以上 身障3級以上 (非課税世帯)	年・24回	1,000	鍼灸マ	1,000	年・24回
宇和島市	国保	月・10回	1術 1,100 2術 1,200	鍼灸 (注1)	国保と同じ	月・10回
上島町	国保	月・5回	1術 1,230 2術 1,500 小児針 600	鍼灸 (注1,3)	国保と同じ (小児針は、なし)	月・5回
久万高原町	満65歳以上 身障3級以上	月・3回	1,000	鍼灸	1,000	月・3回
砥部町	満70歳以上 身障3級以上 療育手帳A	年・12回	1,000	鍼灸マ	1,000	年・12回
松前町	制度なし				制度なし	
内子町	40～64歳	年・4回	700	鍼灸マ	1,000	年・4回
	65歳以上	年・4回	1,000			
伊方町	満40～64歳	年度内24回	800	鍼灸マ	1,500	年度内・24回
	満65歳以上	年度内24回	1,500			
鬼北町	国保	月・4回	1,000	鍼灸	1,000	月・4回
松野町	国保	月・3回	1,000	鍼灸	1,000	月・3回
愛南町	満65歳以上	月・2回	1,000	鍼灸マ	1,000	月・2回

(注1)と記した自治体における支給金額は、表示額の7割。

(注2)と記した自治体は、初回に限り1術2,880円、2術3,170円の7割。

(注3)と記した自治体は、初回に限り1術2,740円、2術3,060円の7割。